

北海道議會時報

第 4 卷 第 9 號
昭 和 27 年 9 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第9号(昭和27年第3回定例道議會)

第 9 號 目 次

議 會 の 動 き	一
第三回定例道議會	一
本 會 議	一
常任委員會	四
特別委員會	八
電源開發對策特別委員會	八
合	六
全國都道府縣議事會	九
全國都道府縣議會事務局局長會	九
八都道府縣議會事務協議會	九
資	一〇
料	一〇
各國の義務教育の現状とその年限延長に關する資料	一〇
國家公務員の給與ベース引上げについて	一三
都道府縣の出資並びに損失補填に關する契約に關する調	一五
昭和二十七年第二回定例道議會的議決を経た條例の經過調	一六
昭和二十七年道費豫算現計調	一九
北海道部制沿革	二三
雜	二四
錄	二四
地方行政疑義問答集	二四
八月十九日の異動後における道機構一覽表	二六
新官廳機構一覽表	二七
北海道議會議席表	二八
圖	二九
書室便り	二九
八 月 の メ モ	二九

〔表紙寫眞〕

大 沼 道 立 公 園

北海道商工部商務觀光課提供

議會の動き

第三回定例道議會

本 會 議

○八月二十八日、午後一時二十五分、蒔田議長第三回定例道議會の開會を宣し、引續き開議、所屬政黨の一部變更に伴う議席の變更指定、會議録署名議員指名、諸般の報告の後、日程第一議案第一號乃至第四十二號を議題に供し、知事より提案理由の説明（別掲）を聴取、議長は議案第十四號乃至第二十號については、地方公務員法第五條第二項の規定により即日人事委員會の意見を求めた旨を述べ、ついで議案第三十七號及び第三十八號を總務委員會に付託して一旦休憩。

午後二時五十四分再開、豫め時間の延長をなしたる後、議案第三十七號及び第三十八號について西田（信）總務委員長（自）より審査の経過及び結果について報告あり、これを諮つて原案可決、ついで議案第四十一號は委員會の審査を省略し原案に同意することについて諮り異議なくそのことに決し、明日より三十日まで議案審査のため休會について諮りそのことに決し、午後二時五十八分散會。

第三回定例道議會知事説明要旨

ここに議題となりました昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につきましてその概要を御説明申し上げます。

先ず最初に豫算案から申上げたいと存じますが、本年度における道財政は、新たな財政需要の増嵩に伴い非常な窮迫を告げているのに加え税收減

等に對する政府の財源措置も未決定の段階にあり又地方財政平衡交付金、起債等についても未だその見透しを得ない實情に鑑み、今回は國庫支出金、使用料手数料等の特定収入を伴う經費並びに諸情勢の推移に伴い當面緊急に措置を要する經費に限りこれを計上いたした次第でありまして、豫算の總額は、

普通會計	三億六千七百一萬圓
特別會計	一億五千七百四十九萬圓
合 計	五億二千四百五十萬圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先ず國庫支出金、使用料及び手数料、寄附金等の特定収入を伴う事業といたしましては、

稻熟病並びに麥類の雪腐病等病害虫の防除費 五百九十一萬圓

馬鈴薯品種改良のための原々種購入費 一千三百二十八萬圓

早場米の供出促進に要する經費 百九十七萬圓

農業試驗場に併設の農業技術講習所の復舊費 二百十萬圓

秋季施行の造林事業促進のため優良苗木購入調整費 三千六百四十二萬圓

漁船乗組員の養成講習會の經費 百五十六萬圓

十勝沖地震による開拓地の住宅災害復舊費 八百四十萬圓

未墾地賣拂に伴う對價徵收費 二百九十五萬圓

水防倉庫及び器械、器具等水防施設強化のための經費 一千五十三萬圓

禮受港外六港の港湾災害復舊費 百九萬圓

社會調查統計費

百五十二萬圓

國民健康保險直營診療所設置費補助

二千六百三十三萬圓

醫療機械整備等のための保健所費

六百四十六萬圓

傳染病豫防費

百九十二萬圓

性病豫防特別対策費及び性病々院費

七百四十五萬圓

帶廣精神病院の運営費

七百八十四萬圓

調理士試験のための栄養改善指導費

二百九十七萬圓

受胎調節認定講習會の經費

百三十萬圓

醫藥品指導研究工場費

百六十九萬圓

産業教育指定校設備費

二百十三萬圓

教員保養所維持費並びに施設擴充費

四百七十六萬圓

文教施設震災復舊事務費

二百九十九萬圓

アメリカ文化センター設置費交付金

八百萬圓

職員會館設置費

八百萬圓

統計調査費

二百四萬圓

渉外勞務費

百十六萬圓

自動車等の運轉免許等のための公安委員會費

七百九十九萬圓

をそれぞれ追加計上いたしました。

次は當面急を要する經費についてであります、先ず漁業金融對策費において北海道漁業共済特別基金に對する貸付金として、

三千萬圓

を計上いたしましたのは、本道における大型漁船機關のデージェル換裝化の促進を圖ろうとするものでありまして、北洋出漁等遠洋漁業振興のためには喫緊の要件と存ぜられますのでこれが資金確保に資するため、ここに計上いたしました次第であります。

また土木事業諸費において北海道建設業信用保證株式會社に對する出資

金

五百萬圓

を見込んでおりますが、既に御承知のとおり本年六月制定をみました「公共工事の前渡金保證事業に關する法律」の施行に伴つてこの會社の設立をみることとなつたのでありますが、道といたしまして、北海道開發公共事業をはじめ諸般の建設工事の効率的施行を要望されている現況に照しても、該會社の果す役割に期待するところが少くないのに鑑みまして、これに出資しその機能を充分に發揮せしめようとするものであります。次に北海道放送株式會社に對する出資金として、

三百萬圓

を追加計上いたしましたのは、

さきに民間放送開設に當り道は該會社に三百萬圓を出資いたしましたのでありますが今般、同社においては一層その運営の合理化と機構の擴充とを圖るため増資の企畫をたて道にも協力方の要請がありましたので更に三百萬圓を増出資しようとするものであります。

以上の外道路橋梁の現狀に鑑み、

道路小破修繕費 一千百萬圓

橋梁架換費 二千萬圓

橋梁指定修繕費 三百萬圓

市町村道路改修費補助 二千萬圓

を追加計上し、

また、農業改良普及員の素質の向上を圖るための總合訓練講習會費

百二十萬圓

試錐探鑛費 二百五十萬圓

淺海増殖効果試験費 七十萬圓

高等學校々舎及び寄宿舎の屋根の鐵板葺に要する經費 五百萬圓

教育行政の改善のための教育行政調査費等の教育諸費

百六十九萬圓

ブックモビル整備費等の社會教育費並びに學校弓道研究集會等の

ための保健體育費

百六十三萬圓

地域社會の福祉増進を圖る社會福祉協議會の活動を促進するための助成費

二百萬圓

北海點字圖書館設置助成費

百萬圓

近く開設する函館救護院及び肢體不自由兒施設の經常費及び初度調辦費

一千五百四十八萬圓

消防水利施設々置費補助

三百七十五萬圓

國民健康保險保健婦設置費補助

二百七十五名分

近く開所する身體障害者職業輔導所の經常費及び初度調辦費

二百九十萬圓

北海道總合開發促進費及び同調査費

七百八十五萬圓

新生活建設推進費

四百二十萬圓

第九回國民體育大會準備費

四百八十萬圓

をそれぞれ計上いたしまして緊急を要する諸般の施策に遺憾のないようにいたそうとするものであります。

以上は歳出について大要を申述べたのでありますが、これに見合う財源といたしましては、

國庫支出金

五千七百八萬圓

公營企業及び財産收入

一千六十萬圓

使用料及び手数料

一千七百四十四萬圓

寄附金

二百四十五萬圓

前年度繰越金

一億八千十五萬圓

雜收入

九千九百二十七萬圓

をそれぞれ見込んで収支の均衡を圖つた次第であります。

次に特別會計について申し上げます。

先ず自轉車競技費會計において、

一億二千二百九十萬圓

を追加いたしましたのは、勝者投票券收入において當初の豫定を上廻る實績を示しておりますのに鑑み、一日當りの增收額二百萬圓を見込み、これに見合う開催上の必要經費を計上いたしました次第であります。純益金一千萬圓はこれを普通會計に繰出すこととした次第であります。なお、また

道有林野事業費會計において

一千五百九十五萬圓

農産物検査費會計において

九百二十一萬圓

水産物検査費會計において

四百七十九萬圓

林産物検査費會計において

百萬圓

をそれぞれ計上いたしておりますが、いずれも十勝沖震災及び今春來の強風雨等の災害による廳舎公宅の復舊費等當面急を要する經費について措置いたしましたものであります、これが財源といたしましては道有林野事業費及び水産物検査費會計においては、事業收入の增收を見込み、農産物検査費及び林産物検査費會計においては、前年度繰越金を見合い收支の均衡を得た次第であります。

次に醫科大學費會計において二百六十九萬圓を追加いたしましたのは緊急を要する病院々舎の修繕費及び病院經常費につき雜收入等の特定收入を見合つてこれを計上し、また、道病院費會計においては、羽幌病院等の施設整備費百九十五萬圓を病院收入及び寄附金を見込んで、それぞれ追加計上いたしました次第であります。

次に北海道設置條例について御説明いたします。現在道に設置されております部は、總務部、衛生部、民生部、労働部、經濟部、開拓部、土木部、農地部、林務部、商工部、水産部、建築部の十二部であります。この度地方自治法の一部が改正され部の設置についてはすべてこれを條例で規定されることになつたのであります。その狙いとする地方行政簡素化の主旨と本年四月決議された行政事務及び機構の簡素化に關する道議會の勸告を尊重し、また本道の置かれてゐる地位、特殊性等を慎重勘案して別議案の通り現在の十二部中農地部を廢止し十一部を設置しようとするものであります。併し本問題は道政の運営上極めて重要な事項でありその内容に

つては更に検討を加えなければならぬものと存じてある次第であり今後なお議會の御協力を得て行政機構の合理化と簡捷化に努めもつて道政の機能向上に全力を傾けたい所存でありますので今後共に何卒よろしく御援助、御協力下さいようお願い申し上げます。

次に北海道職員給與に關する條例及び北海道立學校職員給與等に關する條例について御説明申し上げますが、この條例は地方公務員法第二十四條第六項の規定に基き一般職に屬する道職員並びに道立學校職員給與勤務時間その他の勤務條件に關する事項を定めたものでありまして、その内容については、國の場合に準據してこれを規定いたしておるのであります。

次は市町村立學校職員給與負擔法に規定する學校職員給與等に關する條例についてであります。この條例は教育公務員特例法第二十五條の四の規定により市町村立の小學校及び中學校並びに定時制の高等學校の職員の給與、勤務時間、その他の勤務條件についてこれを定めようとするものであります。これ等の學校職員の給與等につきましては道立の學校職員と同様に取扱うことが適當と認められますので總べて道立の學校職員の場合の規定を準用することとした次第であります。

なお、給與に關する條例は、いずれも地方公務員法第二十三條及び教育公務員特例法第二十一條の二の規定により職階制が採用され、これに適合する給料表に關する計畫が實施された場合には更に改正されることになつておりますので、従つてそれまでの暫定規定ということになるのであります。

次に上川郡上川村を町とすることに於いて申し上げます。

上川村は上川支廳管内の東南部に位置し、面積一千三十余平方軒、戸數一千六百余戸、人口八千九百九十余人を擁し、國立公園大雪山の關門の地として有名であります。奥地には有數の大森林資源があり、さらに本道開發の上に最も必要な電力の給源地として、今後に非常に大きな期待がかけられておるところでありまして、近年觀光客の來往も繁しく、また昨年

來奥地の森林開發の本格化に伴い、商工業も頗る進展し、市街形態も漸次整備され將來町としての發展性も確實と認められるに至つたものであります。

ここにおいて過般同村から町に昇格することにつき申請があつた次第であります。同村の實態について調査いたしましたところ「町としての要件に關する道條例」に定める諸要件を具備してあるものと認められますので、ここにこれを提案いたしました次第であります。

次は常呂郡置戸町と同郡訓子府町との境界變更についてであります。訓子府町から置戸町へ編入しようとする地域はその面積約六平方軒余、關係戸口は二十五戸、百二十二人で純然たる農業世帯であります。

この地域は置戸町との境界に接し、通學、交通、經濟等の面において殆んど置戸町側の市街を利用し來たものでありまして、かねてからの住民の要望もあり、これが境界變更につき今般關係兩町の間で圓滿に協議が整い申請がありましたので、適當の措置と認め、ここに提案した次第であります。

以上は豫算案その他につき大要を御説明申し上げたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に應じ私又は參與員から御答辯申し上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたしました。御説明を終わります。

常任委員會

議會運營委員會

〇八月二十八日、午前十時五十五分、議長室において開議。

一、議員の所屬政黨の變更等について報告の後、これに伴う議席の變更

指定について決定。

二、第三回定例会の運営については、本日知事の提案説明聴取後、議運を再開決定する。

なお議案第三十七號、第三十八號及び第四十一號は本日即決のように取運ぶこと。

三、所屬政黨變更に伴う、常任委員の各黨割當については各黨において検討する。

四、議會選出の教育委員の選舉については今期中に決定するよう努力する。

五、全國議員軟式野球大會について参加、不参加を早急に決める。

六、ついで議長より千島、齒舞返還問題についての懇請狀況、渡歐中の

三澤議員（社）からの消息、三浦議員（改）岡田議員（協同）宮本議員（協同）の病狀等について報告。

七、本日の本會議は、午後一時開議を決定して午前十一時三十分一旦休憩。

午後二時三十分再開。

八、議案第三十七號、第三十八號及び第四十一號は即決する。

九、八月二十九日、三十日は議案調査のため休會、九月一日再會する。

十、全國議員軟式野球大會には不参加とする。

十一、常任委員の割當、代表質疑の有無及び會期等については、再開日の議運において決定する。

十二、ついで理事者より衆議院解散の客觀情勢の變化により、再開日に選舉費の追加を提案する見込である旨が述べられ、直ちに本會議開議を決定して、午後二時四十分散會。

總務委員會

○八月五日、午後零時五分、第三委員室において開議、先般調査保留にな

つていた上川村並びに東旭川村の町制施行及び豊富村有明部落の稚内市編入の件について理事者の説明を聴取の後、上川村町制施行については實地調査をすること、東旭川村町制施行の件は調査保留、豊富村有明部落稚内市編入の件は同じく調査保留に決し、午後零時四十五分散會。

○八月二十七日、午前十一時四十五分、議長室において開議、まず今次定例道議會に提案豫定の案件について理事者側の説明を聴取後、塚田委員（勞）より新生活建設協議團體について又千歳性病院醫師派遣旅費について、吉田（定）委員（改）より小型弘報車の使用について、道職員、學校職員の勤務時間について、道廳舍の請負について、桑野委員（自）より職員會館について、議會の自動車購入について、醫藥品研究指導費について、理容師、美容師、調理師試験について、社會福祉會館建設費寄附金について、水産練習所の罐詰機械について、北海道建設業信用保證株式會社の資本金出資者について、漁船機關換裝資金の貸付について齋藤委員（協）より未開發地域労働教育費について、質疑があり、それぞれ答辯があつた。ついで林委員（改）より上川村の町制施行について現地調査の経過を報告、理事者より置戸町と訓子府町との境界變更について報告あり、西田（信）委員長（自）より上川村の町制施行、置戸町と訓子府町との境界變更並びに公安委員の任命については九月一日より實施したい希望があるので明日の本會議で議決することにしたといふ諮り異議なくそのことに決し午後二時散會。

○八月二十八日、午後二時、第三委員室において開議、付託議案の審査を
行い議案第三十七號、第三十八號はいずれも原案可決に決し午後二時二十分散會。

文教委員會

○八月五日、午前十一時四十五分、第三委員室において開議、林副委員長（民）第二回定例会に採擇された陳情中の瀬棚小學校災害特別調査につ

いて諮り、この機会に同方面の文教施設視察も併せ行うことに決し、派遣委員に安達（自）伊藤（自）塚田（勞）中山（民）中野（社）委員を決定、午後零時散會。

水産委員会

○八月二十七日、午前十時五十五分、第一委員室において開議、第三回定例道議會に提案豫定の追加豫算について水産部長の説明を聴取、新川委員（勞）より北洋出漁促進費、近く開館される水族館の入件費、調度費等の措置について、質疑應答の後、松平委員長（自）より北洋漁業についての状況説明を求め、水産部長及び北洋出漁組合専務より説明があり、沖野委員（公）より利益配分未決定に伴う乗組員等に對する配當遅延問題及び獨航船の組合に支拂う手数料等について、井野委員（社）よりもこれが早急結末をつけるよう要望あり、水産部長の答辯あつて、午後一時散會。

民生委員会

○八月二十六日、午前十一時二十分、第三委員室において開議、本多委員長（改）は、第二回定例道議會の議決による民生關係中央折衝の經過について新川委員（勞）の報告を求め、新川委員よりアツツ島遺骨調査、遺族國庫債券の資金化問題、引揚疎開住宅存續問題等について報告、大澤委員（自）より引揚疎開住宅問題について、勢田（自）棚川（協同）委員より遺族國庫債券資金化問題について質疑あり應答の後、第三回定例道議會に提案豫定の追加豫算について理事者の説明を聴取、棚川（協同）沖野（公）新川（勞）委員より國保直營診療所補助について、又新川委員より母子家庭二十分の一抽出調査について、大澤委員（自）より身體障害者、肢體不自由者施設等の児童收容數と職員數の比率について、松平委員（自）より保健婦のあつ旋について質疑あり、應答の後、委員長より

り外地同胞救出運動北海道本部の事は、道福祉協議會に繼承し、これを解散することについて諮り新川（勞）濱森（道政）委員より意見あり本件は了承することに決した。次で受刑者世話人會の發會について賛成を求め、全員賛意を表したのち井野（社）委員より、保育所の冬季燃料について濱森委員（道政）より社會福祉會館の寄附見透しについて、質疑あり、應答あつて、午後一時四十五分散會。

農政委員会

○八月十一日、午前十一時三十分、第一委員室において開議、秋山副委員長（協同）五月中における強風、霜、雹、雨害による農耕災害復舊對策に關する中央折衝状況の報告を求め、高橋委員（社）より經過概要を報告、平野委員（自）より補足報告があつて後、經濟部長よりジープ購入並びに小水力發電に關する豫算の見透しについて説明があり兒玉（自）二瓶（協同）各委員より風水害について質疑あり、應答の後、龍川種羊場の用地買收問題を議題とし、若林委員（道政）より農業委員會の動きについて、立原委員（自）より、譲渡要請の法的根據について質疑があり、更に立原委員より本問題については小委員を擧げて検討すべきである旨の動議が出され、秋山副委員長、これを諮つて、異議なくそのことに決定、二瓶（協同）、平野（自）、高橋（社）、天谷（協同）、若林（道政）の各委員を小委員に指名、午後一時三十分散會。

○八月十一日、午後二時四十分、第一委員室において小委員會を開議、高橋主査（社）より五月中における風霜雨害對策のため關係當局と折衝を行つて來たがこれに基づいて今後の方針について打合せをしたい旨を述べ、まず平野委員（自）より種子肥料購入資金に對する助成並びに融資の問題について中央折衝の結果、農林中金、道廳、北信連の三者協議した基礎資料の提出について要請があり、高橋主査より農林中金、道信連の手を煩わした旨の報告について、中金支所黒田次長より風霜雨害につ

いて組合經營の問題が深く検討さるべきである旨、又北信連片山課長より、先に種子、肥料の補填を現物並びに現金融資をなしたが、これ以上の資金の必要は考えられない旨の意見の開陳があつた。なお高橋主査(社)より、肥料、種子の購入資金については、申請のあつたもののできる限り面倒を見るということをお願いしたい旨を述べ、更に家畜導入土地改良(土壤浸蝕防止対策等)について協議をなし、午後三時十分散會。

衛生委員會

○八月十一日、午後二時、第一委員室において開議、立原副委員長(自)衛生事情調査について諮り、留萌支廳管内に八月十五日より五日間、立原(自)、和平(勞)、高橋(社)、朝倉(自)、舟木(社)、平野(自)、若林(道政)、秋山(協同)、天谷(協同)の九委員を派遣することに決定、ついで、北海製藥會社の血精部再建資料について西田藥務課長より説明を聴取、立原副委員長より、本件については小委員を舉げて検討することについて諮りこれを決定、小委員に高橋(社)、二瓶(協同)、平野(自)、和平(勞)、若林(道政)の五名を指名決定し次の委員會に付議する旨を述べて午後二時三十分散會。

開拓委員會

○八月十一日、午後一時五十五分、第三委員室において開議、宮北委員長(協同)より、急傾斜地及び特殊土壌の指定並びに土地改良豫算、豫備隊用地問題等の中央折衝經過について報告あり、又開拓關係農業用機械購入についての製作工場視察については岡林委員(社)より報告、原田委員(自)より溜池に對する補助率の問題について質疑あり、委員長より應答、道内視察については、次の機會にゆすることとし、午後二時五十二分散會。

林務委員會

○八月十一日、午後三時十二分、第三委員室において開議、大久保副委員長(民)より、過般中央折衝を行つた冬山造材資金問題、講和記念造林補助等の經過について報告あり、これに關連して、福島委員(自)より伐採調査資金の個人見透しと對策について質疑、應答の後、大久保福委員長より、屏雲峽の電源開發については、國立公園という觀點から異論もあるようだから現地調査をしてはどうかと意見あり西川委員長(民)よりこれに對する道の意向をただしたる後、前の委員會において調査することになつていた禮文島香深、船泊村の治山事業實施の件と併せて實施調査してはどうかと諮り異議なくそのことに決し、大久保(民)、荒(社)、鈴木(社)、土橋(協同)、岡林(社)、福島(自)、村上(自)、池田(協同)の各委員を派遣することに決し、午後四時五十九分散會。

建築委員會

○八月二十七日、午後一時十分、第一委員室において開議、旭委員長(自)宅地建物取引業法の施行に伴う北海道宅地建物取引業者登録手数料條例制定の件及び寒地住宅促進についての二件を議題に供し、まず宅地建物取引業者登録手数料條例制定の件につき、建築部長、住宅課長より説明を聴取、これに對し西田(正)(改)、土山(公)、新保(公)各委員から質疑があり、それぞれ答辯があつて、次に寒地住宅促進について、建築部長、住宅課長から要綱の説明あり、時田(道政)、道下(改)、笠井(協同)各委員より質疑あり應答の後、西田(正)委員(改)より道立ブロック建築の指導所のその後の經過について、又時田委員(道政)より火災焼失の日の出會館の建築に關する道の見解について、中牧委員(自)より、札幌、函館の二都市のみだけ建築基準法による特定行政廳となつてゐる理由等について質疑あり、應答あつて午後二時三十分散會。

特別委員會

電源開發對策特別委員會

○八月九日、午前十一時、議長室において開議、冒頭瀧川町長より瀧川化學の火力發電として再建要望について陳情を聴取、西田(信)委員長(自)より、過般電源開發對策のため上京各方面に折衝した經過について報告、それらの情勢から電源開發地點として十勝川、幾春別川のいずれを選ぶかということになった場合について検討をして置く必要がある旨を述べ意見を求めた。和(平)坂東(浩)(公)桑野(自)高橋(社)各委員より意見あり一旦休憩、午後一時再開西田委員長よりいずれをとるかということになれば十勝川ということになるが、十勝川電源十五萬KWが五カ年後に完成しないと北海道はますます電力不足になる。従つて幾春別川ともならみ合せて、臨機應變の措置をとることが必要であり、兎に角需給計畫の線にそつて善處するということにしてはどうかと諮り、異議なくそのことに決し、更に上京については委員長一任とし糠平、幾春別、大夕張の電源開發地帯の視察を決定して、午後一時三十五分散會。

○八月二十八日、午前十時五十分、第三委員長室において開議、宮坂副委員長(改)より第三回上京折衝の經過について報告、ついで時田委員(道政)より糠平、然別、大夕張、幾春別、瀧川化學火力發電視察の狀況報告があつて、十勝川一本建でいくべきか、幾春別川と二本建で進むべきかについて意見の交換があり、更に工務課長より北海道電力需給想定表について説明を聴取、これを中央に提出するについて種々検討を加えて決定、十勝川、幾春別川の二本建で進むかどうかについては各委員より意見があり検討したが、結局臨機措置をとるより外ないという意見に一致し、中央の情勢が最後の追い込みにきているので、さらに上京折衝

の要があるが、人選等については正副委員長に一任することに決し、午後零時五十二分散會。

この一票が
政治を決め
る
明るい生活
正しい一票

會 合

全國都道府縣議長會幹事會

○八月六日、東京都において開催、つぎの事項を協議した。

- 一、本會内に地方制度調査委員會設置について
- 一、本會地方行政調査會の廢止について
- 一、本年度末年勤績者表彰實施について
- 一、議會の懲罰權確立に關する立法措置方について

全國都道府縣議會事務局長會

○八月七、八日の兩日、東京都において開催、次の事項を協議した。

- 一、議會調査權の實効性の確保について
- 一、議會の總合的有機的機能の發揚について
- 一、常任委員會の對外意思表明權について
- 一、請願處理狀況報告の義務づけについて
- 一、議員の給與についての具體的規定の制定について
- 一、定例會の開期申合せについて
- 一、職階制施行に伴う地方議會職員中、速記事務擔當職員の職種及び等級について
- 一、地方議會議長の豫算執行權について
- 一、全國事務局長弔慰災厄見舞金贈與申合せについて

八大都道府縣議會事務協議會

○八月二十一、二の兩日、東京都において開催、協議事項はつぎのとおりである。

- 一、地方議會の臨時會の法的制限緩和について
- 一、なおつぎの事項について懇談した。
- 一、年末手當支給の狀況について
- 一、議長の發言取消しについて
- 一、委員會の議事促進方について
- 一、本會議、委員會における報道機關の取材活動について
- 一、議員職員の諸給與について
- 一、各派政調會幹事長等に對する助成について
- 一、元議員の優遇措置について
- 一、全國議長會表彰の議員、職員に對する優遇措置について
- 一、定例會の期日について
- 一、知事の専決處分報告の承認形式について

資料

各國の義務教育の現状とその年限延長に関する資料

—文部省調査普及局の資料による—

この資料は、國際教育局が各國に向けて發送した義務教育についての質問書に對し、回答を寄せられた四十八カ國についての現状である。

一、義務教育の法定年限

國名	年限	國名	年限
アルゼンチン(註①)	七年	コロンビア	四年
オーストラリア	九	コスタリカ	六
ニユー・サウス・ウェールズ	八	キューバ	八
クインズランド	一〇	チエコスロヴァキア	九
タスマニア	八	デンマーク	七
サウス・オーストラリア	八	ドミニカ共和國	七
ウエスタン・オーストラリア	八	エクアドル(註④)	六
ヴィクトリア	八	エジプト	六
オーストリア	八	フィンランド(註⑤)	八
ボリヴィア	六	フランス	八
ブラジル	四	ハイチ	六
ビルマ(註②)	五	ホンジュラス	八
カナダ(註③)	五	アイスランド	八
セイロン	九	インド(註⑥)	四又は五

イスラエル	九	エル・サルヴァドル	六
イタリー	八	スペイン	六
ヨルダン	七	スエーデン(註⑨)	七
ルクセンブルグ(註⑦)	八	スイス	九
メキシコ	六	ジュネーヴ	八
モナコ	八	モシヤテル	八
オランダ	八	ティチノ	九
ニユージーランド	八	ヴァオ	八
ニカラゲア	六	チューリッヒ	九
ノルウェー(註⑧)	七	タイ	八
パナマ	六	南アフリカ連邦(註⑩)	一〇
ペルシヤ(イラン)	六	イングランド及びウェールズ(イギリス)	九
ペルー	五	合衆國(アメリカ)	九
フィリピン	四	ウルグアイ	八
ポルトガル	五	ヴェネズエラ	六

- 註① 中央教育局の規定で、各州それぞれ州の規定を設けている。
- ② 一九五五年までに漸次到達すべき目標である。
- ③ 平均年限であり、年限の短縮、延長は各州の自由を認めている。
- ④ 村落地方では四年。
- ⑤ 初等學校卒業免狀がおりなければ九年とする。
- ⑥ ビハール基礎學校は八年。
- ⑦ 補習課程をうけない児童には八年半から九年とする。
- ⑧ 各コミュニティは一年延長の権限を持つ。
- ⑨ 各學區が一年延長の権限を持つ。
- ⑩ ナタールでは八年。
- ⑪ 大半の州。

二、義務教育の延長

國	名	義務教育延長についての状況
アルゼンチン オーストラリア ニユー・サウス・ウェルズ タスマニア クイーンズランド 他 の 州 オーストリア ポリヴィア ブラジル ビルマ カナダ アルバータ マニトバ ニユー・ブランズウィック ニユー・ファンドランド ノヴァ・スコチア		就學年限延長はまだ企畫されていない。 就學年限は、一九四一年から一九四三年の間に逐次一四才から一五才までに引上げられた。 就學年限は、一九四六年に一六才までに引上げられた。 延長はまだ企圖されていない。 既に通過した就學年限延長は實行できる最も早い期日に實施されるだろう。 一四才から一五才までに延長することが考慮されている。 義務教育期間を六年から五年に短縮しようとする動きがある。 延長はまだ企圖されていない。 義務教育をはじめ取り入れようとする段階にあつて、年限延長は差當り企圖されていない。 就學年限は一四才から一五才までに引き上げられた。 就學督勵官を用いている教育委員會は、就學年限を一四才までから一六才までに引き上げる権限が與えられている。 就學年限は一四才までから一六才までに引き上げられた。 一四才までから一五才までに延長することが認可された。 就學年限は、地方では一四才までから一六才までに引上げられ、都市でもそれに一致させた。

セイロン コロンビア コスタリカ キューバ チエコスロヴァキア デンマーク ドミニカ共和国 エジプト フィンランド フランス ハ・イチ ホンジュラス アイスランド	就學年限延長はまだ企圖されていない。 就學年限は、一九五一年に一才までから一二才までに引上げられた。 延長はまだ企圖されていない。 就學年限は、一九四八年に一四才までから一五才までに引上げられた。 一四才から一五才に延長する事が考えられている 註 大多數の児童が自發的に義務就學年限を超えて就學している。 延長はまだ企圖されていない。 半日出席は、一九三八年次來逐次全日出席に代つていつた。義務教育の期間は、はじめ五年から四年に減じられたが、結局六年に確定した。 義務教育期間は、都市では一九四四年に、地方では一九四八年に、六年から八年に引き上げられた。 就學年限は、現在、小學校卒業の免狀を得られなかつた場合には、一五才までか一六才までである。 就學年限は、一九三六年に一三才から一四才までに引き上げられた。ランジェヴァン委員會は就學年限を漸次一八才までに引上げることを提議している。 延長はまだ企圖されていない。 學令は一九三六年に一〇―一四才から、七―一四才に擴張された。就學年限は一九四六年に一五才までに引き上げられた。
---	---

インド

イスラエル

イタリー

ヨルダン

ルクセンブルグ

メキシコ

モナコ

オランダ

ニュージーランド

ニカラガア

ノルウェー

パナマ

ペルシャ

ペルー

フィリピン

ポルトガル

エル・サルヴァドル

スペイン

延長はまだ企圖されていない。

〃

〃

〃

義務教育期間は一九一二年に六年から七年に延長され、後に八年（又は地方自治體がその選擇した場合九年）に延長された。就學年限は現在一五才までである。

延長はまだ企圖されていない。

〃

就學年限は一九五〇年に一四才までから一五才までに引き上げられた。（兩親は一年だけ入學と卒業年令を早める選擇權を持つてゐる）

就學年限は、一九四四年に一四才までから一五才までに引き上げられた。

延長はまだ企圖されていない。

地方の義務教育の一年の開校期間は、一九三六年に四週間だけ延長された。多くの地方自治體は、義務教育期間を一年だけ延長する權利を利用してゐる。

延長はまだ企圖されていない。

〃

義務教育期間は、三年から五年に延長された。就學年限は一才までである。

はじめ一才から一二才まで、ついで一二才から一五才までの延長を現在考慮中である。

延長はまだ企圖されていない。

〃

一九四五年に就學年限を一才までから一五才までに延長する法律が通過したが、まだ實施されてゐない。

スエーデン

スイス

ジュネーヴ

ヌーシャテル

ティチノ

ヴォー

チューリッヒ

タイン

南アフリカ連邦

ケイプ・プロヴィンス

ナタール

オランダ自由國

トランスヴァール

いない。

一九三六年、義務教育期間は七年に、就學年限は一四才までに定められた。多くの地區では義務教育期間を八年に、就學年限を一五才までに引き上げる權利を利用してゐる。一九五〇年に義務教育期間を九年に就學年限を一六才までに引き上げる法律が通過したが、一九六〇年前には實施されないうであらう。

就學年限は、現在一五才まで、延長は現在企圖されていない。

就學年限は一九四三年、一四才までから、一五才までに引き上げられた。

一五才までに（男子のみ）延長することが考慮されている。

就學年限は、現在一六才まで。延長は現在企圖されていない。

一五才までに延長することが考慮されている。

延長は考慮されていない。

延長はまだ企圖されていない。

義務教育免除の資格を六學年までから八學年までに擴張しようということが考慮されている。就學年限は現在一五才までである。

延長は現在企圖されていない。就學年限は現在一六才までである。

就學年限は、一四才又は四學年を終えるまでであつたのが、一九一二年には一五才又は五學年を終えるまでに引き上げられた。一九四一年には、一六才又は八學年を終えるまでに延長された。

イギリス

アメリカ合衆國

ウルグアイ

ヴェネズエラ

一九四七年に就學年限は一四才までから、一五才までに引き上げられた。

就學年限は現在州によつて一六才、一七才又は一八才までである。

延長を考慮中である。

義務教育期間は、一九四九年に四年から六年に延長された。就學年限は現在一三才までである。

國家公務員の給與ベース 引上げについて

人事院は八月一日付をもつて、國家公務員の給與ベースを一万三千五百十五圓（現行一万六十二圓）に引上げべきであるとの勧告を、衆參兩院議長並びに内閣總理大臣に提出した。次はその全文である。

昭和二十七年八月一日

人事院總裁

淺井清

衆議院議長

林護

治殿

參議院議長

佐藤 尚武殿

内閣總理大臣

吉田茂殿

國家公務員法第二十八條及び一般職の職員の給與に關する法律第二條第三號の規定に基き、一般職の職員の給與について別紙のとおり報告し、あわせてその改訂を勧告します。

別紙

報 告

(1) 一般職の職員（以下「職員」という。）の現行給與は、昭和二十六年

五月當時における經濟情勢に應じて、同年八月二十日本院が國會及び内閣に對して行つた給與に關する勧告に基いて定められたものであつて、同年十月一日から實施されてきたものである。

(2) しかしながら、昭和二十六年五月以降給與に關係ある經濟諸條件は、相當に變化を示してきた。すなわち、これを主とする生計費については、特に前回の勧告に際して見込まれた米價改訂の外、生活に必要な物資及び役務の價格が上昇し、かつ生活水準の重要な指標となる物資の消費量が増加した結果、生計費はかなりの上昇を示すに至つた。このため、本年五月において勤務地手當を支給しない地域に在勤する職員で、中等度の勞働に従事する獨身成年男子の生計費は、月額四、七〇〇圓を必要とすることが明らかとなつた。

次に民間給與の推移をみると、毎月勤勞統計等の示す指標は、おおむね生計費と同様の動きを示しており、また本院が全國にわたつて本年三月分について行つた職種別民間給與實態調査の結果においても、各職種ともその給與がかなり上昇している事實が確かめられた。またこの調査によれば、民間における初任給が職員の場合に比して相當上廻つていた外、職員の上位の級の職務に相當する職務を行う民間従業員の給與には、著しい上昇が認められた。

従つて、現行の俸給表に掲げる俸給月額については、これを生計費及び民間給與の上昇に應じて、改訂する必要があるものと認める。

(3) 民間従業員の扶養手當は、本年三月現在において本院が行つた調査の結果によれば、職員のそれとほぼ同様であつた。従つて職員の扶養手當については、なお當分の間、現行の支給範圍及び支給額を維持することを適當と認める。

(4) 最近における消費實態調査の結果によれば、地域的にみて生計費に若干の變動が生じているので、現行の勤務地手當については、更に調査の上、できるだけ近い機會に本年五月六日に行つた參議院の修正議決の趣旨を斟酌して、別途その改訂について勧告する豫定である。

- (5) 現在職員に支給している特殊勤務手當については、實狀に即しない點がある、この際その一部については、俸給月額額の改訂を考慮して適當にその支給額を改める必要があるものと認める。
- (6) 本院の民間給與實態調査の結果によれば、最近の一年間において民間従業員には夏季と年末をあわせて給與月額額の約一・五月份に相當する賞與が支給され、その一部は勤務成績を考慮して支給されている實情である。従つて現在職員に支給されている年末手當及び臨時手當を民間の實情にあわせて改訂する必要がある。
- (7) 以上のべたところによつて、現行の職員の給與を適當に改訂する必要がある、以上の報告にあわせてその改訂について次のとおり勸告する。

勸告

- (1) 俸給
一般職の職員の給與に關する法律に定める別表第一から第五までの各俸給表に掲げる俸給月額額を別表に示す新俸給月額額のとおりに改訂するものとし、あわせてその改訂に伴い、昇給期間について定める間差額の四〇〇圓及び一、〇〇〇圓をそれぞれ六五〇圓及び一、六〇〇圓に改めるものとする。
- なお、一般俸給表の職務の級四級に新たに八號俸（俸給月額七、二五〇圓）を設ける。
- (2) 期末手當
現行の臨時手當及び年末手當に代えて新たに期末手當を設け、毎年六月及び十二月にそれぞれ俸給、扶養手當及び勤務地手當の半月分に相當する額の範圍内で、在職期間に應じて支給するものとする。
- (3) 勤勉手當及び獎勵手當
勤勉手當の外に、新たに勤勉手當及び獎勵手當を設けるものとする。勤勉手當は、勤勉手當を支給する職員以外の職員に毎年十二月に一人

別表 俸給月額額の新舊比較表

現行の 俸月 給額	新俸 月給 額	現行の 俸月 給額	新俸 月給 額	現行の 俸月 給額	新俸 月給 額	現行の 俸月 給額	新俸 月給 額
3,600	4,300	8,050	10,200	21,200	30,600	30,600	30,600
3,700	4,400	8,300	10,650	22,000	31,800	31,800	31,800
3,800	4,500	8,600	11,100	22,800	33,000	33,000	33,000
3,900	4,600	8,900	11,550	23,600	34,400	34,400	34,400
4,000	4,700	9,250	12,000	24,400	35,800	35,800	35,800
4,100	4,800	9,600	12,500	25,200	37,200	37,200	37,200
4,200	4,900	9,950	13,300	26,200	38,800	38,800	38,800
4,300	5,050	10,300	13,500	27,200	40,400	40,400	40,400
4,400	5,200	10,650	14,000	28,200	42,000	42,000	42,000
4,500	5,350	11,000	14,500	29,200	43,600	43,600	43,600
4,600	5,500	11,400	15,150	30,300	45,200	45,200	45,200
4,750	5,750	11,800	15,800	31,400	46,800	46,800	46,800
4,900	6,000	12,200	16,450	32,500	48,400	48,400	48,400
5,050	6,250	12,600	17,100	33,600	50,000	50,000	50,000
5,200	6,500	13,000	17,750	34,700	51,600	51,600	51,600
5,350	6,750	13,500	18,400	36,000	53,500	53,500	53,500
5,500	7,000	14,000	19,200	37,300	55,400	55,400	55,400
5,700	7,250	14,500	20,000	38,600	57,300	57,300	57,300
5,900	7,500	15,000	20,800	39,900	59,200	59,200	59,200
6,100	7,750	15,500	21,600	41,200	61,100	61,100	61,100
6,300	8,000	16,000	22,400	42,500	63,000	63,000	63,000
6,500	8,250	16,600	23,200	44,000	65,300	65,300	65,300
6,700	8,500	17,200	24,200	45,500	67,600	67,600	67,600
6,900	8,750	17,800	25,200	47,000	69,900	69,900	69,900
7,100	9,000	18,400	26,200	48,500	72,200	72,200	72,200
7,300	9,250	19,000	27,200	50,000	74,500	74,500	74,500
7,550	9,500	19,600	28,200				
7,800	9,750	20,400	29,400				

- (4) 勸告の實施
この勸告の實施により職員の總平均給與月額（俸給、扶養手當、勤務地手當及び特殊勤務手當を含むものとし、これら以外の給與を含むもの）は、近く勸告すべき勤務地手當の地域區分の改訂が昭和二十七年五月一日より實施されるものとして、同日においておおむね一三、五一五圓となるはずである。
- 従つて人事院は、この勸告が昭和二十七年五月一日から實施されるように國會及び内閣において適切な措置をとられんことを切望する。
- 當り平均額として俸給、扶養手當及び勤務地手當の合計額のおおむね〇・五月份に相當する額を勤務成績に應じて支給するものとし、獎勵手當は、企業官廳に勤務する職員のうち人事院規則で指定するものに年間一人當り平均額として俸給、扶養手當及び勤務地手當の合計額のおおむね〇・七月份に相當する額を勤務成績に應じて支給するものとする。但し貯金、保險等の募集勤務に従事する職員に對しては、現行どおり特殊勤務手當を支給することとし、これらの勤務に係る勤勉手當及び獎勵手當は支給しないものとする。

都道府縣の出資並びに損失補填に

關する契約に關する調

(北海道は昭和二七、九四現在
他は昭和二六、一二、末現在調)

(一) 出 資

區 分	金 額	相 手 方	年 契 月 日 約	出 資 の 目 的
岩手縣	二五、〇〇〇、〇〇〇	株式會社岩手殖産銀行	昭和五、七	全國的銀行パニックの後を受けて一縣一行主義になつた際に、これを県が援助のため出資したものである。
	四〇、〇六、二五〇	東北興業株式會社	二、三、三〇	東北地方の振興を圖るために設立された主旨より投資したものである。
	八、〇〇〇、〇〇〇	岩手開發株式會社	二、三、三〇	大船渡港を中心とする本縣東海岸地方の開発を目的とする鐵道事業で、これに投資援助した。
	二、〇〇〇、〇〇〇	岩手木炭株式會社	二、三、三六	木炭鑛鐵の製造を保護奨励し、木炭生産縣として産業の發展を圖るもので、これに投資援助した。
	三〇〇、〇〇〇	株式會社日本勸業銀行	五、一〇、二五	岩手農工銀行合併に伴う農工債券書替による。
	一、〇〇〇、〇〇〇	株式會社東北銀行	五、九、二	中小企業振興の目的のため發足した本行の事業後援のため投資したものである。
	五、〇〇〇、〇〇〇	株式會社片倉工業株式會社	五、九、三〇	生糸の生産を助長奨励のため投資したものである。
	一、〇〇〇、〇〇〇	株式會社岩手窯業株式會社	二、六、二二	耐火粘土の需要急増に伴い事業擴張のため緊急性により、斯業の奨励助長のため投資した。
計	一八、八四三、一五〇			
宮城縣	一、〇〇〇、〇〇〇	七十七銀行		資本金出資のため。

埼玉縣	九〇〇、〇〇〇	埼玉銀行		縣財政を利用する爲。
茨城縣	二〇〇、〇〇〇	勸業銀行	二九、九三元	株式。
	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	中央金庫	二五、六、一	同右
	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	東邦銀行	二五、六、一	木炭生産者の救済備蓄保證。
	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	福島縣信用保証協會	二五、五、一六	信用保証協會代位辨済の補填。
	五、〇〇〇、〇〇〇	福島縣信用保証協會	二五、二、八	貨金運拂事業場に對する融資保證。
計	四一、六四三、二五〇			
	二九、三三	その他		
	五、〇〇〇、〇〇〇	宮城縣信用保証協會		中小企業者に對する融資を斡旋するため。
	五、〇〇〇、〇〇〇	日本近海捕鯨株式會社		同右
	二五、五五、〇〇〇	東北理電株式會社		同右
	三、〇〇五	日本發送電株式會社		同右
	三、九三、七五七	東北興業株式會社		同右
	四〇〇、二五	日本勸業銀行		同右

愛知縣	五、〇〇〇、〇〇〇	中部日本放送C.B.C	三六、七一	放送事業促進。
	一、五〇〇、〇〇〇	中部日本放送株式會社	三六、三〇	投立のため中部各縣との分擔支出。
	七、一〇〇	同 右	三三、三六	同 右
	四、〇〇〇、〇〇〇	日本勧業銀行株式會社	三三、一一	同 右
	五、五〇〇、〇〇〇	同 右	三三、一〇	同 右
岐阜縣	六〇〇、〇〇〇	近畿日本鐵道株式會社	二四、六三	保管利殖のため。
長野縣	一五、〇〇〇、〇〇〇	財団法人中部工業振興會	二四、四二	中小企業者の振興對策。
福井縣	一〇、〇〇〇、〇〇〇	商工信用保證協會	三五、五〇	中小企業者の金融對策の一環として總合効果を擧げる。
石川縣	二、一〇〇、〇〇〇	社団法人石川縣信用保證協會	三五、九七	中小企業者等の信用を保證して金融の圓滑化を計るため。
	五〇、〇〇〇、〇〇〇	新潟縣信用保證協會		本縣中小商工業者の金融緩和を圖り斯業の振興を圖る。
	二、一〇〇、〇〇〇	新潟縣工業株式會社		縣下纖維工業の發展を圖る。
新潟縣	七、五〇〇、〇〇〇	株式會社佐渡汽船會社		佐渡、本土間の交通維持。
	八〇〇、〇〇〇	乳業株式會社	二四、二一	同 右
	三、六〇〇、〇〇〇	株式會社勸業銀行	二八、二三	同 右
千葉縣	二五、〇〇〇	株式會社千葉縣水産	三三、三三	斯道奨勵。
	五、九〇〇、〇〇〇	勸業銀行		縣財政を利する爲。

滋賀縣	一〇、〇〇〇、〇〇〇	名古屋埠港C.O.	三五、九一	港開發促進。
和歌山縣	一、〇五〇、〇〇〇	株式會社琵琶湖ホテル	二四、七三	観光事業に對する出資。
	五、〇〇〇、〇〇〇	日本近海捕鯨會社		水産業振興に寄與するため。
	一、一五〇、〇〇〇	日本近海捕鯨會社		水産業振興に寄與するため。
廣島縣	五、〇〇〇、〇〇〇	廣島野球クラブ	二五、三三	體位向上と健全な娛樂。
	一〇、〇〇〇、〇〇〇	西日本水産興業株式會社	三、五五	食糧増産。
徳島縣	該當なし。			
北海道	五、〇〇〇、〇〇〇	北海道信用保證協會	昭和三三年度	中小企業金融ひつぱく打開の方途として出資したものである。
	五、〇〇〇、〇〇〇	同 右	昭和三三年度	同 右
	三、〇〇〇、〇〇〇	豊羽鐵山株式會社	五、三三	豊羽鐵山復興の重要性に鑑み出資したものである。
	六、一〇〇、〇〇〇	北海道曹達株式會社	五、三三	本道工業の基礎として絶対必要である。工場設立のため出資したものである。
	三、〇〇〇、〇〇〇	北海道放送株式會社	二六、八三	民間放送事業の重要性にかんがみ出資したものである。
	三、〇〇〇、〇〇〇	同 右	二七、九四	同 右
	五、〇〇〇、〇〇〇	北海道建設信用保證株式會社	二七、九四	公共工事の圓滑なる遂行を圖るために出資しようとする。
	五、〇〇〇、〇〇〇	北海漁業共済特別基金	二七、四二	本道漁業共済制度を確立し水産業の振興をはかるため當該基金に對して出資したものである。

愛媛縣	一五〇,〇〇〇	日本醫療團	六、四、一	公立結核療養所を日本醫療團に統合のため。
長崎縣	四〇,〇〇〇,〇〇〇	株式會社福岡交通會館	五、九、六	交通會館の施設を充實して九州陸運に應ずる。關係者の利益増進のための増資計畫。
熊本縣	四〇,〇〇〇,〇〇〇	熊本縣信用保證協會	三、三	中小企業者に對する信用保證。
	六五、二、六	全國公營住宅共濟會	六、七	縣有建物の共濟。
(二) 損失補填に關する契約				
區分	金額	相手方	契約年月日	契約の目的
福島縣	五、〇〇〇,〇〇〇以内	福島縣信用保證協會	昭和二、八	貸銀連拂事業場に對する融資保證。
	五、〇〇〇,〇〇〇以内	福島縣信用保證協會	五、八、五	營農資金、肥料資金融資保證。
	三〇,〇〇〇,〇〇〇以内	福島縣信用保證協會	五、五、六	
	取立未済殘存債權金額	東邦銀行	五、六、一	木炭生産者團體等に對する融資保證。
茨城縣	三〇,〇〇〇,〇〇〇	茨城縣信用保證協會	六、三、三	中小企業資金融資債權保證。
	五、〇〇〇,〇〇〇	信用農業協同組合連合會	五、三、三	八月水害罹災農家住宅修繕資金融資、債權保證。
	五、〇〇〇,〇〇〇	同右	三、六、三〇	同右
	三〇,〇〇〇,〇〇〇	常陽銀行	五、三、三	漁獲物水揚げ資金融資損失保證。
	三、五〇,〇〇〇	中央金庫	六、三、六	定置漁業資金融資、損失保證。
	八〇,〇〇〇,〇〇〇	常陽銀行	五、九、一	住宅建設資金融資、損失保證。

埼玉縣	八、〇〇〇,〇〇〇	埼玉縣信用保證協會		三四年五、〇〇〇,〇〇〇 三五年三、〇〇〇,〇〇〇
長野縣	六〇,〇〇〇,〇〇〇	株式會社八十二銀行	昭和三年年度	住宅建設の融資。
	六〇,〇〇〇,〇〇〇	同右	三年度	同右
	五、〇〇〇,〇〇〇	各種銀行及信用組合連合會	五、五、二〇	製糸業振興資金の融資。
和歌山縣	二五,〇〇〇,〇〇〇	中央金庫	三、三、六	損失補償。
広島縣	一五〇,〇〇〇,〇〇〇以内	山陽井正		
	一〇,〇〇〇,〇〇〇	農林中央金庫	三、八、三	中小企業の振興。
長崎縣	一〇,〇〇〇,〇〇〇	農林中央金庫	三、四、一	農林漁業融資に對する損失補償。
	一五,〇〇〇,〇〇〇	農林中央金庫	三、三、三〇	中小企業融資に對する損失補償。
	八、〇〇〇,〇〇〇	親和銀行	三、三、三〇	同右
	一〇,〇〇〇,〇〇〇	千代田銀行	三、三、三〇	同右
北海道	三〇,〇〇〇,〇〇〇	北海道信用保證協會	三、二、四	中小企業振興のため（通促進）
	五、〇〇〇,〇〇〇	北海道信用保證協會	三、三、六	不漁及び災害地帯の本協の共同施設の新設擴張、並びに修理に要する資金。
	一〇,〇〇〇,〇〇〇	北海道信用保證協會	三、四、二	所屬工場建物の復舊、事務
	一〇,〇〇〇,〇〇〇	北海道信用保證協會	三、四、二	農林漁業協同組合の再建整備法適用組合の再建の促進をはかる。
	一〇,〇〇〇,〇〇〇	北海道信用保證協會	三、四、二	北洋出漁の確保。

昭和二十七年第二回定例道議會の 議決を経た條例の經過調

議案 番號	件	名	議決月日	公布月日
一五	北海道地方労働委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例制定の件		七月八日	七、二〇號
一八	北海道身體障害者更生相談所設置條例制定の件			七、一七號
一九	児童相談所の設置に關する條例の一部を改正する條例制定の件			五、八號
二〇	保健所設置條例の一部を改正する條例制定の件			七、二〇號
二一	北海道魚介類行商取締條例の一部を改正する條例制定の件			五、三號
二二	北海道立治療院條例の一部を改正する條例制定の件			七、二〇號
二三	北海道立精神病院條例制定の件			七、二六號
二四	北海道立診療所條例の一部を改正する條例制定の件			六、二六號
二五	北海道建築基準法施行條例の一部を改正する條例制定の件			七、二三號
二六	建築士法による參考人の費用支給條例制定の件			七、二三號
二七	北海道商品展示所設置條例制定の件			七、二七號
二八	北海道高壓ガス及び火藥類等の試験分析及び鑑定等に關する手数料並びに使用料條例制定の件			七、二七號
二九	北海道射撃場取締條例の一部を改正する條例制定の件			七、二七號
三〇	北海道立農業研究所條例制定の件			七、一七號

三一	北海道病害虫防除所設置等に關する條例制定の件			未公布
三二	北海道改良普及資格試験條例制定の件			六、九號
三三	北海道開拓會館條例の一部を改正する條例制定の件			四、九號
三四	日本國との平和條約の効力發生に伴う、職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に關する條例制定の件			五、九號
三六	北海道原料乳検査條例制定の件			七、二七號
三七	北海道工業誘致條例制定の件			七、二六號
四五	北海道職員の分限についての手續及び効果に關する條例制定の件			六、〇號
四六	北海道職員の懲戒の手續及び効果に關する條例制定の件			六、二三號
四九	北海道税條例の一部を改正する條例制定の件		六月三〇	未公布
五〇	合衆軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車税の徴收の特例に關する條例制定の件			七、一五號
五一	十勝沖地震被害者に對する道税の減免等に關する條例制定の件		七月八日	四、八號
五三	昭和二十七年における臨時手當支給に關する條例制定の件			四、七號
五四	公立高等學校で夜間において授業を行う課程を置くものの職員に對する夜間勤務手當の支給に關する條例制定の件			五、二七號
五五	北海道農産物受檢條例の一部を改正する條例制定の件			五、二二號
五七	北海道職員研修費條例制定の件			四、六號
五九	北海道種馬鈴薯生産販賣取締條例制定の件			六、七號

昭和27年度道費豫算現計調

普通會計 歳入の部

款 項 別	前回迄の累計額	第三回定例会追加			現 計 豫 算 額	總額に 對する 割合(%)
		議案第1號	議案第43號	議案第49號		
1. 道 税	5,523,161,100			-	5,523,161,100	21.13
普通通る税	5,485,598,900				5,485,598,900	
舊法による税	37,562,200				37,562,200	
3. 公營企業業及び公財產收入	89,624,900	10,600,000			100,224,900	0.38
公營企業業收入	31,248,000	10,000,000			41,248,000	
公財產業收入	7,368,700				7,368,700	
公財產賣拂代金	51,008,200	600,000			51,608,200	
4. 分擔金及び負擔金	207,125,000				207,125,000	0.79
負擔金	207,125,000				207,125,000	
5. 使用料及び手数料	766,524,100	17,447,500			783,971,600	3.00
使用料	567,503,700				567,503,700	
手数料	199,020,400	17,447,500			216,467,900	
7. 寄 附 金	152,187,900	3,450,000			155,637,900	0.60
寄 附 金	152,187,900	3,450,000			155,637,900	
8. 繰 入 金	231,917,300				231,917,300	0.89
特別會計繰入金	41,917,300				41,917,300	
公財產繰入金	190,000,000				190,000,000	
9. 繰 越 金	560,419,500	180,157,300	36,293,800		776,870,600	2.97
前年度繰越金	560,419,500	180,157,300	36,293,800		776,870,600	
10. 雜 收 入	2,057,140,700	99,270,500		41,310,400	2,197,721,600	8.41
辨償金及び報償金	1,726,200	252,000			1,978,200	
物品賣拂代金	418,406,600	53,639,600			472,046,200	
診療所收入	21,866,200				21,866,200	
保健所收入	58,349,500				58,349,500	
療養所收入	78,439,200				78,439,200	
公報收入	38,435,900	4,765,000			43,200,900	
土地區畫整理收入	10,260,000				10,260,000	
金庫連用金	6,481,700				6,481,700	
貸付金收入	14,674,900				14,674,900	
性病診療施設收入	1,195,830,600	30,972,000		41,310,400	1,268,113,000	
精神病院收入	22,109,300	1,800,000			23,909,300	
精神病院收入	352,200				352,200	
建築委託費收入	101,759,000	5,814,700			107,573,700	
労働會館收入	88,449,400				88,449,400	
納付金	0				0	
精神病院收入	0	2,027,200			2,027,200	
11. 道 債	2,187,000,000				2,187,000,000	8.37
道 債	2,187,000,000				2,187,000,000	
純 道 負 擔 計	11,775,100,500	310,925,300	36,293,800	41,310,400	12,163,630,000	46.54
2. 地方財政平衡交付金	6,120,058,800				6,120,058,800	23.42
地方財政平衡交付金	6,120,058,800				6,120,058,800	
6. 國 庫 支 出 金	7,724,860,800	56,086,500	70,126,600		7,851,073,900	30.04
國 庫 負 擔 金	820,787,000				820,787,000	

國庫補助金費	6,128,283,100 721,790,700	53,954,100 2,132,400	70,126,600		5,236,237,200 794,049,700	
純國庫負擔計	13,844,919,600	56,086,500	70,126,600		13,971,132,700	53.46
歳入計	25,620,020,100	367,011,800	106,420,400	41,310,400	26,134,762,700	100.00

歳出の部

款 項 別	前回迄の累計額	第三回定例会追加			現計豫算額	総額に 對する 割合(%)
		議案第1號	議案第43號	議案第49號		
1. 議 會 費	93,736,000	6,650,000			100,386,000	0.38
道 議 會 費	93,736,000	6,650,000			100,386,000	
2. 道 廳 費	2,063,550,700	12,683,900			2,076,234,600	7.95
道 職 員 費	1,908,954,400				1,908,954,400	
諸 職 員 福 利 厚 生 費	130,241,200	3,640,000			133,881,200	
職 員 事 務 費	13,821,100	8,640,000			22,461,100	
人 事 委 員 會 費	10,534,000	403,900			10,937,800	
3. 警 警 消 防 費	61,320,900	12,344,200			73,665,100	0.28
公 安 委 員 會 費	30,775,500	7,994,200			38,769,700	
消 防 學 校 費	26,142,900				26,142,900	
消 防 振 興 費	4,402,500	4,350,000			8,752,500	
4. 土 木 費	3,428,148,300	73,478,800			3,501,627,100	13.40
道 路 橋 梁 費	772,369,900	55,850,000			828,219,900	
河 港 灣 費	796,710,800	10,537,300			807,248,100	
市 計 畫 費	438,279,300	1,091,500			439,370,800	
東 札 札 地 區 整 理 費	61,933,300				61,933,300	
事業費本年度支	3,730,800				3,730,800	
出 額						
戰 災 復 興 費	3,200,000				3,200,000	
土 木 事 業 諸 費	835,254,200	6,000,000			841,254,200	
土 災 害 土 木 費	516,670,000				516,670,000	
土 木 試 驗 所 費	0				0	
土 木 機 械 工 作 所 費	0				0	
5. 教 育 費	7,528,281,000	16,916,000	1,650,000		7,546,847,000	28.88
教 育 委 員 會 費	133,959,300				133,959,300	
小 學 校 費	3,112,739,600				3,112,739,600	
中 學 校 費	1,968,117,000				1,968,117,000	
高 等 學 校 費	1,292,001,500	5,749,900			1,297,751,400	
定 時 制 高 等 學 校 費	401,133,900				401,133,900	
盲 啞 聾 育 費	150,951,000	790,000			151,741,000	
信 育 費	1,706,200				1,706,200	
教 育 諸 費	326,471,400	3,827,500	900,000		331,198,900	
社 會 教 育 費	33,557,800	1,148,000	750,000		35,455,800	
保 健 費	96,877,500	5,400,600			102,278,100	
教 育 財 產 費	10,765,800				10,765,800	
6. 社 會 及 び 勞 働 施 設 費	2,299,749,300	62,779,300	760,000		2,363,288,600	9.04
生 活 保 護 費	1,023,364,400				1,023,364,400	
民 生 保 護 費	219,562,500	5,820,100	760,000		225,142,600	
災 害 救 護 費	5,980,900				5,980,900	
引 揚 援 護 對 策 費	182,030,000				182,030,000	
婦 人 福 祉 費	151,336,800	15,488,300			166,825,100	
世 話 諸 費	26,107,000	600,000			26,707,000	
民 國 民 健 康 保 險 費	14,670,400				14,670,400	
地 方 勞 働 委 員 會 費	179,495,400	30,151,300			209,646,700	
住 宅 費	24,413,600				24,413,600	
公 務 費	69,570,300	892,000			70,462,300	
失 業 對 策 諸 費	12,236,600				12,236,600	
	60,569,500	1,124,400			61,693,900	
	225,407,900	853,200			226,261,100	

職傷補導費 業病者援護費 勞業對策費 失業費	87,974,000 17,030,000 0 0	7,850,000			95,824,000 17,030,000 0 0	
7. 保 健 衛 生 費	856,567,800	32,016,000			888,583,800	3.40
保 健 所 費 傳 染 病 預 防 諸 費 性 病 豫 防 諸 費 結 核 病 豫 防 諸 費 環 境 衛 生 普 及 指 導 費 公 衆 衛 生 保 護 諸 費 優 生 保 護 諸 費	77,067,100 83,800,600 59,803,400 344,585,800 70,665,200 6,413,400 58,498,300	6,463,900 1,924,000 7,450,000 1,782,000 9,142,800			83,531,000 85,724,600 67,253,400 344,585,800 72,448,000 6,413,400 67,641,100	
保 健 指 導 諸 費 衛 生 調 查 諸 費 衛 生 科 學 研 究 費 保 衛 保 健 對 策 諸 費 藥 務 事 業 費	8,459,900 2,811,600 16,270,200 26,860,500 23,478,400 77,853,400	2,970,000 162,500 180,000 250,000 1,690,000			11,429,900 2,974,100 16,450,200 27,110,500 23,478,400 79,543,400	
8. 產 業 經 濟 費	6,444,077,100	112,931,800		40,000,000	6,597,008,900	25.24
農 業 取 締 所 費 農 業 訓 習 所 費 協 同 農 業 普 及 費	516,363,300 448,200 8,176,600 53,043,000	19,753,700 900,000 3,150,000			536,117,000 448,200 9,076,600 56,193,000	
農 村 經 濟 科 學 研 究 所 費 農 業 試 驗 場 費 農 種 畜 場 復 舊 費 種 畜 羊 場 費	3,680,300 66,684,100 34,493,200 37,031,400 20,365,100	500,000 2,235,000			4,180,300 68,919,100 34,493,200 37,031,400 20,365,100	
畜 產 業 經 濟 費 農 業 協 同 組 合 諸 費 農 林 協 同 業 指 導 所 費	268,510,600 23,918,600 230,837,500 970,934,700 125,262,900	45,000 2,428,600 510,000 37,660,000			268,555,600 26,347,200 231,347,500 1,008,594,700 125,262,900	
水 產 業 試 驗 場 費 水 產 化 驗 場 費 水 產 練 習 所 費 商 工 業 費	553,444,900 42,295,400 39,237,400 7,682,500 489,839,600	34,711,500 865,000 1,000,000 4,203,000		40,000,000	588,156,400 43,160,400 39,237,400 8,682,500 534,042,600	
工 業 試 驗 場 費 度 量 衡 器 檢 定 所 費 觀 光 事 業 費 農 業 委 員 會 費 農 地 費	78,581,200 8,588,100 49,448,600 129,087,400 43,480,100	366,000			78,581,200 8,588,100 49,448,600 129,087,400 43,486,100	
開 拓 事 業 費 排 地 事 業 費 電 力 開 發 費 電 源 開 發 費	1,531,276,100 1,076,371,300 34,010,000 985,000	4,604,000			1,535,880,100 1,076,371,300 34,010,000 985,000	
9. 財 產 費	281,517,000	2,908,300			284,425,300	1.08
財 產 管 理 費 職 員 住 居 設 施 費 本 廳 營 繕 費 營 業 續 積 金 立 金	3,208,600 45,951,900 228,715,000 3,641,500 0	2,368,000 540,300			3,208,600 48,319,800 229,255,300 3,641,500 0	
10. 統 計 調 查 費	32,611,500	2,041,900			34,653,400	0.13
統 計 調 查 費	32,611,500	2,041,900			34,653,400	
11. 選 舉 費	22,783,600		104,010,400		126,794,000	0.49
選 舉 管 理 委 員 會 費 選 舉 諸 費	10,472,600 12,311,000		104,010,400		10,472,600 116,321,400	
12. 公 債 費	286,074,300			1,310,400	287,384,700	1.10

元利償還金子	264,232,300				264,232,300	
公金取扱費	21,842,000			1,310,400	23,152,400	
	0				0	
13. 諸支出金	1,243,834,200	20,865,600			1,264,699,800	4.84
徵監地緯	166,676,700	420,000			167,096,700	
稅查振出	12,126,700	20,000			12,146,700	
諸費興費金	122,165,100	7,550,000			129,715,100	
諸費興費金	324,524,700				324,524,700	
諸費興費金	618,341,000	6,425,600			624,766,600	
新生活建設推進費	0	4,800,000			4,800,000	
國民體育大會準備費	0	1,650,000			1,650,000	
14. 豫備費	2,791,400				2,791,400	0.01
豫備費	2,791,400				2,791,400	
15. 震災對策費	974,977,000	11,396,000			986,373,000	3.78
震災對策費	974,977,000	11,396,000			986,373,000	
歲出合計	25,620,020,100	367,011,800	106,420,400	41,310,400	26,134,762,700	100.00

北海道部制沿革 (至昭和二十、四、三在○)

○ 昭和二十一年四月三十日 勅令第二四四號改正
北海道廳官制 第十條

警開林土經教內
察拓政木濟民務生
部部部部部部部
(新設)

○ 昭和二十一年十一月十八日 勅令第五四六號改正
北海道廳官制 第十條

警開林土開經民衛教內
察政木拓濟生生育務
部部部部部部部部
(教育民生部廢止) (新設)
(教育民生部廢止) (新設)

○ 昭和二十一年十二月二十七日 勅令第六一七號改正
北海道廳官制 第十條
都廳府縣等臨時職員等設置制 第六條第一項
臨時北海道廳ニ農地部ヲ置ク (新設)

土開經勞民衛教內
木拓濟働生生育務
部部部部部部部
(新設)

警察部

地方自治法第一五八條(昭二二、五、三施行)

都道府縣知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、左に掲げる局部を設けるものとする。但し、必要があるときは、條例で、局部を分合し又は事務を變更することができる。

道府縣

- 1 總務部
- 2 民生部
- 3 教育部
- 4 經濟部
- 5 土木部
- 6 農地部
- 7 警察部

地方自治法施行規程(昭二二、五、三施行)

第十五條

地方自治法施行の際現に存する都道府縣の局部課又は市町村の部課はこれを地方自治法第一五八條の規定による條例で設けたものとみなす。前項の場合においては、道府縣の内務部は、地方自治法第一五八條第一項の規定による總務部となつたものとする。

昭和二十二年十二月十七日公布 法律第一九五號 警察法附則第十五條第七項

地方自治法第一五八條第一項中「警察部」を削る。

警察に關する事項

昭和二十三年一月一日施行 地方自治法の一部を改正する法律(法律第一六九號)

第一五八條第一項 都道府縣知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府縣に左の局部を置く。

第二道府縣

- 1 總務部
- 2 民生部
- 3 教育部
- 4 經濟部
- 5 土木部
- 6 農地部
- 7 警察部

第一五八條第二項

都道府縣は、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、條例で、左の部を設けることができる。但し、農林部を設けた場合においては農工部を、商工部を設けた場合においては農林部を設けることはできない。

第一道府縣

1 農林部(又は林務部) 昭二三、三、三〇條例十一號林務部設置

商工部

昭和二十三年九月一日施行 法律第一八〇號 地方自治法の一部を改正する法律第一五八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第五號の次に次の一號を加える。

第二道府縣

1 開拓部

昭和二十三年七月十五日施行 法律第一七〇號 教育委員會法附則第九四條(この規定は昭和二十三年十一月一日施行) 第四項

地方自治法の一部を次のように改正する。

第一五八條中「3 教育部」を削る。

昭和二十五年五月十五日施行 法律第一四三號 地方自治法の一部を改正する法律 第一五八條第一項

第一五八條第三項 第二道府縣

1 總務部

2 民生部

3 教育部

4 經濟部

5 土木部

6 農地部

7 警察部

8 建設部

9 農林部(又は林務部)

10 労働部

11 建設部

12 農林部

13 労働部

14 建設部

15 農林部

16 労働部

17 建設部

18 農林部

昭二三、五、一條例二十號設置

雜 錄

地方行政疑義問答集

會期中に議決に至らなかつた事件について

(昭二七、七、一、旭川市議會事務局長宛 行政課長回答)

問 會期一日の議會において所定の議事日程終了後、ある事件調査のため特別委員會設置について議員からの動議があり、これが成立によつて議題として審議が開始され先ず採決によりこの委員會の設置のみについては一應可決されたが(委員會條例で議會の議決で特別委員會を設置することになつてゐる)設置の要件である委員の選任並びに委員會運営上必要な事項の審議に入らんとした處出席議員の定數を欠きこの期の議會は流會のやむなきに至つた事實がありました、この場合

一、委員會の設置のみについては適法に議決されたこととなるが不離一體であるべき委員の選任等については議決に至らなかつたものであるから會期の終了とともに該特別委員會は消滅したことになるか。

答 會期の終了とともに當該特別委員會は消滅したものと解するの外はない。

もし、閉會中の繼續審査のために所要の措置がとられたとするならば、委員會の委員等の選任等が設置の議決と同時になされなかつたとしてもそのために會期の終了とともに當該特別委員會が不成立又は消滅するものではない。付託事件の存する限り後會において委員の選任等の措置をとれば足る。

常任委員の選任について

(昭二七、七、三、旭川市議會事務局長宛 行政課長回答)

問 本竹原町會は法第九條の規定によつて左の方法を以て常任委員の選任をいたした處これにつき決定の翌日において異議の申立があり現在その處理に支障を來してゐるので御手數乍ら選任につき、違法か又は有効か無効か。

一、議長は可決された條例に基き常任委員を議會において選任する爲選任の方法を議會にはかる。

二、審議員せんこうによつて選任することを發言 賛成 一名

三、審議員投票によつて選任することを發言 賛成 二名

四、議長先に投票により選任するを可とする者を舉手により決す可(舉手したもの) 一名、否(舉手しないもの) 一三名

五、議長せんこうにより選任するを可とする者を舉手により決す可(舉手したもの) 一名、否(舉手しないもの) 一三名

六、現に議席にあつた議員は二四名

七、議席から議長採決の聲が出た。

八、議長これにつき可否同數と解して投票により選任する者を決した。

九、議場において異議はなかつた。

十、議長投票は單記か連記かを議會にはかる。

十一、連記投票を絶對過半數にて賛成につき議長は投票により委員を選任することを決す。

十二、議長は直ちに投票に移り立會人を指名して點檢の上得票數の多き者から委員に選任した。

十三、全員異議なく選任を決定した。

十四、右選任につき翌日の會議において委員の選任方法が違法によつて決定したものであるから改選するがよいとの異議の申立は議員から出た。

註 議會規則（略）

答 地方自治法第百十六條第一項において「可否同数のときは、議長の決するところによる。」としているのは、特定の事案について可とする者と否とする者が同数である場合の規定であつて、設問四及び五のように異なる事實について適用することはできない。従つて議長がこれを可否同数として裁決したことは違法であり、又この裁決に基いてなされた常任委員の選任は、有効な選任とは解し難い。

地方公共團體の經營する一般乗合旅客自動車
運送事業の路線がその區域外にわたる場合に
おける地方自治法の解釋について

（昭二七、六、二八地自乙發第二一七號）
（東京陸運局長宛 地方自治廳次長回答）

問 普通地方公共團體が、その經營する一般乗合旅客自動車運送事業の路線を延長し、その區域外にわたる場合は、地方自治法第二百十條第一項にいう關係普通地方公共團體の協議を要するか。

答 一般的にはお見込の通りと解する。

〇道路工事に關する物件の購入契約と議會の
議決について

（昭二七、七、一一島根縣出）
（納長宛 行政課長電信回答）

問 道路の管理維持のために（モーターグレーダー）等を購入する場合、その金額が假に（契約に關する縣條例）により議會の議決を要すべきものであつても、道路管理が機關委任事務である限り、議會の議決を要せず、知事において執行して差し支えないものと解するも、物件の購入については、道路工事執行令のような特別規程がないので、いささか疑義があり、御回示乞う。

答 當該契約が道路管理者たる資格においてなされる場合はお見込のとおり、なお右の場合には道路工事執行令第二十七條の適用があるから念のため。

道 機 構 一 覧 表

[illegible]

新官廳機構一覽表

司法

最高裁判所

家庭裁判所

高等裁判所

地方裁判所

簡易裁判所

憲法

行政

內閣

立法

國會

法制局

內閣官房

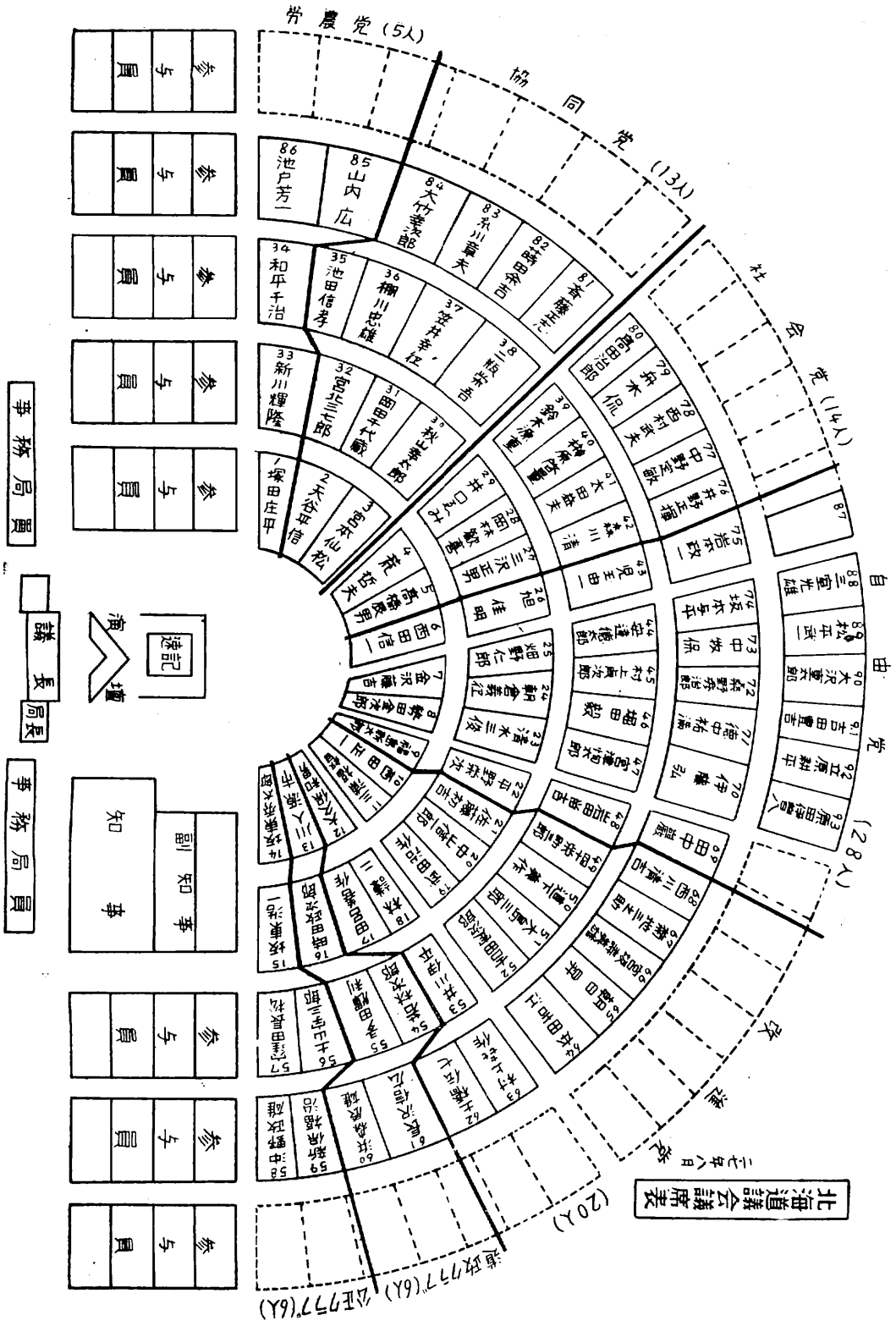
會計検査院

人事院

總理府	法務省	外務省	大藏省	文部省	厚生省	農林省	通產省	運輸省	郵政省	勞働省	建設省
大官官房 —恩給局 —統計局 —公正取引委員會 —國家公安委員會 —土地調整委員會 —宮内廳 —調達廳 —行政管理局 —北海道開發廳 —自治廳 —保安廳 —經濟審議廳	大官官房 —民事局 —刑事局 —矯正局 —保護局 —訟務局 —人權擁護局 —入國管理局 —司法試験管理委員會 —公安審査委員會 —公安調査局	大官官房 —アジヤ局 —歐米局 —經濟局 —條約局 —國際協力局 —情報文化局	大官官房 —主計局 —主稅局 —理財局 —管財局 —銀行局 —爲替局 —國稅廳	大官官房 —初等中等教育局 —大學學術院 —社會教育局 —調查局 —文化財保護委員會	大官官房 —公衆衛生局 —醫務局 —藥務局 —社會局 —兒童局 —保險局 —引揚保護局	大官官房 —農林經濟局 —農地局 —農業改良局 —畜產局 —蠶糸局 —食糧廳 —林野廳 —水產廳	大官官房 —通商局 —企業局 —重工業局 —輕工業局 —機械局 —鑛山局 —石炭局 —鑛山保安局 —公益事業局 —特許廳 —中小企業廳	大官官房 —海運局 —船舶局 —船員局 —港灣局 —鐵道監督局 —白柳車局 —航空局 —船員勞動委員會 —捕獲者検査委員會 —海難審判廳	大官官房 —監察局 —郵務局 —貯金局 —簡易保險局 —電波監理局 —經理局	大官官房 —勞務局 —勞働基準局 —婦人少年局 —職業安定局 —中央勞働委員會 —公共事業體等仲介委員會 —公共事業體等調停委員會	大官官房 —計稅局 —河川局 —道路局 —住宅局 —河川建設委員會 —首都建設委員會

註

內 局
外 局
獨立系統



圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名

二十七年年度經濟白書
倉田百三作品集 六
僕らはごめんだ
破壊活動防止法の解釋
東京裁判をさばく 上
第二次大戰回顧録 13
法律學講座 3
健康への道
時代の一面
東條メモ
日本人の創造
政治の話
新日本史大系 國家の生成
明治維新
曆と迷信
神の小さな土地
エリザベスマーガレット 王女物語
新天皇論
空 戰
機密兵器の全貌
造艦技術の全貌
ケインズ革命
中國の赤い星
アジアの民族主義
ソ連南樺太

著 編 者

經濟安定本部
倉田百三
篠原正瑛
關之
瀧川政次郎
ウイנסトン・チャーチル
有泉亭外
ハリー・W・ミラー
東郷茂徳
塩原時三郎
上原専祿
蠟山政道
和歌森太郎
同
鈴木敬信
アースキン・コールドウエル
マリオン・クロフォード
吉田長藏
ビエル・クロスニールマン
福井静夫
同
L・R・クライン
エドガー・スウ
日本太平洋問題調査會
泉友三郎

新 天 地

ブラジル

日本農村の社會的性格

日本文藝發達史

類 物 語

ボーレーからダレスへ

近代刑法思想の發展

十大經濟學者

共產主義モラル

日本民族

この年初戀あり

最近日本政治外交史

闘うヨーロッパ

南氷洋探險記

近代ヒューマニズムと倫理

ニーパーの社會主義

蛙のこえ

統計圖表

歴史學の成果と課題

同

海

米ソ戰と日本

赤 軍

アメリカ人

ロシヤ史入門

社會政策論

大正政治史 四

町村議會の會議の進め方

改正公職選舉法詳解

再出發の日本經濟

公民館運營の理論と實際

今 村 長 治

本 間 剛 夫

福 武 直

馬 屋 原 成 男

源 氏 鶴 太

經濟再建研究會

熊 倉 武

シユムベーター

ペ・ア・シヤリア

日本人類學會

中 野 實

長 谷 川 了

B・ウ・オード

アーサー・スコレス

金子 武 藏

飯 野 紀 元

大 宅 壯 一

玉 手 英 三

歴史學研究會

同

R・L・カーソン

土 居 明 夫

A・ギョーム

ハワード・ファースト

猪 木 正 道

岸 本 英 太 郎

信 夫 清 三 郎

小 淵 孝 三

吉 岡 恵 一 外

木 村 福 八 郎

鈴木 健 次 郎

地方行政財政實例

現代會計實務講座別卷 IV

世界歴史事典 II

職階制と新人事行政

世界年鑑 一九五二年

資料労働運動史 20、21年

同 22年

同 23年

同 24年

同 25年

白 綾 傳 三

續 石川五右衛門

會議原則の研究

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

北海道貿易概況

北海道総合開發計畫工業計畫篇

議會職員職務資料シリーズ No1 No2

昭和二十五年國勢調査報告 二卷

北方文化研究報告

電氣試験所最近の十年史

女子の量物取扱作業に關する調査

昭和二十六年「社會福祉行政統計」

昭和二十七年年度年次經濟報告

教育刷新審議會要覽

建築衛生に關する報告

北海道的地位二十七年版

昭和二十七年年度民營バスの總合計書

労働委員會月報 七月號

農家の友 八月號

地方自治廳

春秋社編輯部

下中彌三郎

彌富賢之

共同通信社

労働省

同

同

同

同

河上肇

田口彌一

受贈先

北海道商工部交易觀光課

北海道開發委員會

全國都道府縣議會議長會事務局

總理府統計局

北海道大學

電氣試験所

労働省婦人少年局

道民生部

經濟安定本部

文部省

北海道衛生部

道弘報課

北海道バス協會

地方労働委員會事務局

農業改良普及協會

北海道労働經濟 三十一、三十二號

教育月報 八月號

北海道自治 八月號

北海警友 九月號

建設月報 八月號

教育委員會月報 七月號

教育統計 六月號

厚生省だより 第四卷第十四號

施設 設 六月號

電氣試験所彙報 六月號

物價調査月報 〃

新刊ニュース 第十六號

秋田縣議會月報 五月號

岩手縣議會月報 七月號

宮城縣議會月報 〃

神奈川縣議會月報 〃

東京都議會月報 六月號

三重縣議會月報 七月號

奈良縣議會月報 十月號

鳥取縣議會月報 八月號

兵庫縣議會月報 〃

山口縣議會月報 七月號

熊本縣議會月報 〃

福岡縣議會月報 八月號

千葉縣議會月報 七月號

道立労働科學研究所

道教育委員會

道自治協會

札幌警察管區本部北海警友編輯部

建設省

文部省調査普及局連絡課

文部省調査普及局統計課

厚生省

電氣通信施設局

電氣試驗所

物價廳

富貴堂

秋田縣議會事務局

岩手縣議會事務局

宮城縣議會事務局

神奈川縣議會事務局

東京都議會事務局

三重縣議會事務局

奈良縣議會事務局

鳥取縣議會事務局

兵庫縣議會事務局

山口縣議會事務局

熊本縣議會事務局

福岡縣議會事務局

千葉縣議會事務局

昭和二十七年九月二十日發行

北海道議會時報

第四卷 第九號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話② 一、八二〇番

八 月 の メ モ

- 一日 人事院新給與ベース一萬三千五百十五圓勸告。
林衆院議長辭職、自由黨幹事長就任。
- 三日 第十五回オリンピック大會閉幕。北洋船團第一陣歸る。
- 四日 全國知事會議開かる（首相官邸）。
- 五日 日華條約發効。
英兵自動車強盜に懲役二年半の判決（神戸地裁）。
- 六日 道協同盟發足。
英水兵事件に關し英駐日大使より、日本政府に抗議。
- 七日 札幌で全國知事會議。
日伊通商協定調印。
- 八日 ドイツ外債處理會議は、約三十億ドルにのぼる戦前の外債は最高限度四十二カ年にわたつて返済の旨發表。
- 一日 北教組選舉違反 全員無罪の判決。
日米民間航空協定調印。
- 一三日 第二回海區調整委員選舉。
國鐵新賃金（一萬三千四百圓）に裁定下る。
- 一五日 日本、國際通貨基金及び國際復興開發銀行協定に加盟。
現行日英支拂協定を本年末まで四カ月間延長する旨の公文交換。
- 一六日 東畑食糧廳長官本年産米供出は、二千七、八百萬石と語る。
- 一七日 周恩來中共首相一行訪ソ。
- 一九日 札幌驛で拓銀現送金一千百萬圓盜難。
道機構改革と人事異動發表。
- 二二日 右派社黨中執委全會一致で、河上丈太郎氏委員長推薦。
- 二四日 改進黨道支部連合會結成大會。
- 二五日 日之出屋出火（死者八名）。
- 二六日 第十四回通常國會成立、大野伴陸氏議長に選出。
- 二七日 米、比防衛條約批准書交換（マニラにて）。
- 二八日 日本政府、英水兵事件に「手落なき旨」回答（六日の抗議に對する）。
- 第三回定例道議會開會。
衆議院解散。
- 三一日 米生産者價格、石七千五百圓と發表。